

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者

役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 経営強化計画の実施期間

第2 金融組織再編成の内容及び実施時期

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第4 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の規定により法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

第5 経営の強化に伴う労務に関する事項

第6 業務実施機関における収益の見通し

第7 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

(2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する農水産業協同組合の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

(2) 経営強化計画を連名で提出する農水産業協同組合があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する農水産業協同組合が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である農水産業協同組合の名称を併せて記載すること。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

(5) 「その他主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(6) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の申込みをしない場合における「業

務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、事務所が所在している都道府県全てを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法附則第9条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。

(2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等（法第2条第2項に規定する株式等をいう。以下同じ。）又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等

② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

7. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

(1) 経営強化計画の始期における職員数

(2) 経営強化計画の終期における職員数

(3) 経営の強化に充てる予定の職員数

(4) (3)中、新規採用される職員数

(5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される職員数

8. 業務実施金融機関における収益の見通し

(1) 経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、(別表1)に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

(2) 経営に関連する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

9. 剰余金の処分の方針

配当に対する方針を(別表2)により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

10. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれ

	(=国債等債券売却損+ 国債等債券償還損+国 債等債券償却+債券費)				—	—	—	—	—
	一般貸倒引当金繰入額								
	経費								
	うち人件費				—	—	—	—	—
	うち物件費				—	—	—	—	—
	うち機械化関連費用				—	—	—	—	—
	金銭の信託運用見合費用				—	—	—	—	—
	業務粗利益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入 額+債券費+経費)								
	国債等債券関係損益				—	—	—	—	—
	コア業務純益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入 額-国債等債券関係損益)								
	臨時損益								
	うち不良債権処理損失額								
	個別貸倒引当金繰入額				—	—	—	—	—
	貸出金償却				—	—	—	—	—
	その他の処理額				—	—	—	—	—
	うち株式等関係損益								
	経常利益								
	特別損益								
	税引前当期純利益				—	—	—	—	—
	法人税、住民税及び事業税				—	—	—	—	—
	法人税等調整額				—	—	—	—	—
	当期純利益								
	資金運用利回				—	—	—	—	—
	貸出金利回				—	—	—	—	—
	資金調達原価率				—	—	—	—	—
	預(貯)金等利回 (=預(貯)金利息+譲渡性預(貯) 金利息) / 預(貯)金・譲渡性預 (貯)金平均残高合計)				—	—	—	—	—
	資金調達経費率 (=経費 / 預(貯)金・譲渡性預 (貯)金・債券平均残高合計)				—	—	—	—	—
	預(貯)貸率				—	—	—	—	—

経営指標 (%)	総資金利鞘 (=資金運用利回-資金調達原価率)				—	—	—	—	—
	預(貯)貸金利鞘 (=貸出金利回-預(貯)金等利回- 資金調達経費率)				—	—	—	—	—
	当期利益ROE (=当期純利益/純資産)				—	—	—	—	—
	当期利益ROA (=当期純利益/総資産)				—	—	—	—	—
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)				—	—	—	—	—
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)				—	—	—	—	—
	業務粗利益経費率 (=(経費-機械化関連費用)/業 務粗利益)				—	—	—	—	—
不良債権 関連指標	金融再生法開示債権残高								
	破産更生等債権額				—	—	—	—	—
	危険債権額				—	—	—	—	—
	要管理債権額				—	—	—	—	—
	正常債権額								
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常 債権額)								
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与 信)								
	リスク管理債権残高				—	—	—	—	—
	破綻先債権額 (部分直接償却)				—	—	—	—	—
	延滞債権額				—	—	—	—	—
	3ヵ月以上延滞債権額				—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額				—	—	—	—	—	

(連結)

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績/実 績見込み	年 月 末 見通し	年 月 末 見通し	年 月 末 見通し	年 月 末 見通し	年 月 末 見通し
資産の部合計								

経営指標（％）	当期利益ROE （＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）				—	—	—	—	—
	当期利益ROA （＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産）				—	—	—	—	—

（記載上の注意）

- 以下のそれぞれの法令に規定する項目を記載すること。
農林中央金庫～農林中央金庫法施行規則第111条第1項に規定する業務報告書
農業協同組合連合会～農業協同組合法施行規則第202条第2項に規定する業務報告書
漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会～水産業協同組合法施行規則第205条第2項に規定する業務報告書
- 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 事業年度末の計数を記載すること。
- 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表2）

	年月末 実績	年月末 実績	年月末 実績／実 績見込み	年月末 見通し	年月末 見通し	年月末 見通し	年月末 見通し	年月末 見通し
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金				—	—	—	—	—
優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
1口当たり配当金（普通出資）				—	—	—	—	—
1口当たり配当金（優先出資）				—	—	—	—	—
配当率（普通出資）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、公的資金分）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、民間調達分）				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第17条第1項の規定による決定（法附則第9条第3項の規定により適用される法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより農水産業協同組合に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

- 針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等（農水産業協同組合等に限る。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。
- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農水産業協同組合等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」及び「農水産業協同組合等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ記載すること。
 - (3) 「農水産業協同組合等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための農水産業協同組合等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。
 - (4) 「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
 - (5) 「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
4. 第1の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等についてそれぞれ具体的に記載すること。
 5. 法第34条の2の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
第52条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。
 6. 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分して経理する旨を記載するとともに、区分して経理する方法について具体的に記載すること。
 7. 収益の見通し
協同組織金融機能強化方針の提出後5年間の収益の見通しの概要について、計数を用いるなど具体的な記載に努めること。
 8. 農林中央金庫の剰余金の処分の方針
配当に対する方針を記載すること。
 9. 農林中央金庫の財務内容及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針を記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項を併せて記載すること。
 10. 資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項
 - (1) 「申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項」については、法第34条の2の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられる

ことを確保するため、例えば、農水産業協同組合等における区分経理の実施状況及び資金の管理体制を審査する体制について具体的に記載すること。

- (2) 「対象資金が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項」については、第 54 条第 2 号イからハまでに掲げる措置を講ずるための体制を含む対象資金（同号に規定する対象資金をいう。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制について、それぞれ具体的に記載すること。